

## 栃木県高等学校教育改革実行計画策定要綱

## (趣旨)

第1条 文部科学省の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた『N-E. X. T.（ネクスト）ハイスクール構想』～」を踏まえ、本県における高等学校教育改革を総合的に推進することを目的として、栃木県高等学校教育改革実行計画（以下「実行計画」という。）を策定する。

## (計画期間)

第2条 本実行計画は、令和22(2040)年に向けた高等学校教育改革の第一段階と位置付け、令和9(2027)年度を初年度、令和11(2029)年度を目標年度とする3か年計画とする。

## (策定体制)

第3条 策定は、次により行う。

- (1) 実行計画は、栃木県教育委員会が定める。
- (2) 策定に当たって、広く有識者等からの意見を聴取するため、栃木県高等学校教育改革実行計画に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。なお、懇談会設置に必要な事項は別に定める。
- (3) 策定に関する庶務は、教育委員会事務局教育政策課が行う。

## (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、実行計画策定に必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8(2026)年6月25日から適用する。

## 栃木県高等学校教育改革実行計画に関する懇談会設置要綱

### (趣旨)

第1条 栃木県高等学校教育改革実行計画の策定及びその推進にあたり、広く有識者等からの意見を聴取するため、栃木県高等学校教育改革実行計画に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、栃木県教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係機関、団体関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 産業経済界関係者
- (5) 公募委員

### (任期)

第3条 懇談会委員の任期は、任命の日から2年間とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員の再任は、これを妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (懇談会)

第5条 懇談会は、必要に応じて教育長が招集する。

- 2 委員長は、懇談会の議長となる。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課及び高校教育課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和8(2026)年6月25日から適用する。

## 栃木県高等学校教育改革推進本部設置要綱

### (設 置)

第1条 高等学校教育改革の総合的かつ効果的な推進を図るため、栃木県高等学校教育改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 高等学校教育改革に関する諸施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係行政機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 高等学校教育改革に係る調査研究に関すること。
- (4) その他高等学校教育改革の推進に必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長及び副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部に関係のある職員の出席を求めることができる。

### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を統括し、必要に応じ本部会議を招集し、その議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長が副本部長のうちからあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (幹事会)

第5条 本部の所掌事務について検討するため、栃木県高等学校教育改革推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、教育委員会事務局教育政策課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、教育委員会事務局教育政策課総務主幹の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、必要に応じ、幹事会に関係のある職員の出席を求めることができる。

### (幹事長及び副幹事長の職務)

第6条 幹事長は、幹事会を総括し、必要に応じ幹事会を招集し、その議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (検討部会)

第7条 部局横断的な調整が必要な事項の検討等を行うため、高等学校教育改革検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

- 2 検討部会は、座長及び別表3に掲げる所属から幹事が指名する職員（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 座長は、教育委員会事務局教育政策課教育DX推進室長の職にある者をもって充てる。
- 4 検討部会は、幹事長が招集し、座長が、その議長となる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるとき、部会員による事務レベルワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することができる。
- 6 検討部会及びWGは、必要に応じ、検討部会及びWGに関係のある職員及び外部専門家（産業界の代表、大学の代表等）の出席を求めることができる。

### (事務局)

第8条 本部、幹事会及び検討部会並びにWGに関する庶務は、教育委員会事務局教育政策課及び高校教育課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から適用する。

別 表 1 (第3条関係)

|     |  |
|-----|--|
| 委 員 | 総合政策部長、経営管理部長、生活文化スポーツ部長、保健福祉部長、環境森林部長、産業労働観光部長、農政部長、県土整備部長、危機管理防災局長、会計局長、企業局長、警察本部長 |
|-----|--|

別 表 2 (第5条関係)

|     |  |
|-----|--|
| 幹 事 | 総合政策部総合政策課政策調整監、経営管理部財政課総務主幹、経営管理部人事課主幹、生活文化スポーツ部県民協働推進課総務主幹、保健福祉部保健福祉課総務主幹、環境森林部環境森林政策課総務主幹、産業労働観光部産業政策課総務主幹、農政部農政課総務主幹、県土整備部監理課総務主幹、危機管理防災局危機管理課総務主幹、会計局会計管理課主幹兼課長補佐、企業局経営企画課総務主幹、警察本部警務部調査官兼警務課次長 |
|-----|--|

別 表 3 (第7条関係)

|       |  |
|-------|--|
| 部 会 員 | 教育委員会事務局教育政策課、教育委員会事務局施設課、教育委員会事務局学校安全課、教育委員会事務局義務教育課、教育委員会事務局高校教育課、教育委員会事務局特別支援教育課、教育委員会事務局生涯学習課、教育委員会事務局健康体育課、栃木県総合教育センター、総合政策部総合政策課、経営管理部文書学事課、保健福祉部保健福祉課、産業労働観光部産業政策課、農政部農政課、県土整備部監理課、県土整備部技術管理課 |
|-------|--|